

【令和 8 年度開始】 守口市中小事業者向け脱炭素経営支援業務
委託仕様書

1 委託業務名

【令和 8 年度開始】 守口市中小事業者向け脱炭素経営支援業務

2 業務の目的

気候変動問題は、異常高温や気象災害等様々な影響を与えており、全ての生き物が避けることのできない喫緊の課題である。

本市では、市民、事業者及び行政が一丸となって協働し、市内の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「もりぐちゼロカーボンシティ宣言」を表明し、持続可能な循環型社会の実現に向けた具体的な取組を定める「守口市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定した。

中でも、ゼロカーボンシティの実現には、本市の温室効果ガス排出量の半分近くを占める産業部門・その他業務部門の排出量を削減することが非常に重要となっている。特に昨年度に実施した事業所向けアンケートでは、エネルギー使用量を削減したいが、その方法が分からないと回答した中小企業が多いという結果となった。

本事業では、市内の中小企業を対象として、1 年目のエネルギー削減診断から 2 年目の脱炭素経営計画の策定支援や設備更新への補助等の個別支援、3 年目の効果測定まで、具体的な行動変容に繋がる支援を切れ目なく実施し、さらには、本事業で得られた成果とノウハウを市内全体に普及させるためのセミナーを開催することで、参加事業者以外の企業にも取組が波及することを目指す。

これにより、参加事業者の脱炭素経営への移行を強力に推進するだけでなく、市内事業者全体のカーボンニュートラルに向けた意識の向上と取組の裾野拡大を図り、ひいては本市の持続可能な社会経済活動とゼロカーボンシティの実現に貢献することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで

4 事業概要及び予定スケジュール

年度	時期	内容
令和 8 年度	8 ～ 11 月頃	脱炭素経営（及び事業周知に関する）セミナーの開催（2 回）
	診断事業者決定後～ 3 月	エネルギー削減診断の実施
令和 9 年度	4 ～ 3 月	（仮称）守口市中小事業者向け脱炭素化設備導入補助金（以下「市補助金」という。）の交付（※）
	4 ～ 3 月	令和 8 年度エネルギー削減診断受診事業者を対象とした個別支援（診断時に提案した温室効果ガス等削減への効果的な対策等の進捗確認や相談への助言、脱炭素経営計画や脱炭素ロードマップの作成等）
令和 10 年度	4 ～ 1 月	エネルギー削減診断受診事業者を対象とした効果測定（ハード・ソフト両面）
	2 月上旬頃	効果測定後のセミナー開催

（※）市補助金の交付は、市が行う。なお、受注者は、市補助金の申請の補助を行うものとする。

5 業務内容

（1） 全般

① 専用サイトの作成

- ・本事業を実施するにあたり、本事業に関するフライヤーや資料、写真の掲載等の広報活動への活用が可能であり、またセミナーやエネルギー削減診断の申込ページ等を掲載した専用サイトを作成すること。
- ・専用サイトは、市ホームページに URL を掲載する等、市が広報活動を行うことを念頭に作成すること。

② 資料やアンケート、フライヤー、報告書その他対外的に使用する帳票

- ・本事業を実施するにあたり作成し使用する資料やアンケート、フライヤー、報告書等の帳票は、市の確認を得たものを使用すること。なお、受注者は、市から修正の指示があった場合、それに応じるものとし、修正後の帳票においても前記に倣うこと。
- ・フライヤーは、本事業の内容に沿ったもので、原則A4サイズかつ両面1枚以内で作成し、カラー印刷すること。
- ・フライヤーは、各セミナー及び事業全体を内容とするものについて作成し、事業全体を内容とするものについてはデータのみの作成とする。

③ 専用問合せ窓口の設置

- ・本事業の電話の問合せに対応するため、専用番号を開設し、事業者からの電話相談やコールバック、セミナー及びエネルギー削減診断の申込み等に対応すること。

④ 打合せ

- ・受注者は、業務実施にあたり市と密に打合せを実施すること。
- ・打合せは毎月1度以上実施するものとする。
- ・市が要請した場合は、打合せを実施すること。

⑤ 基準（案）の作成

- ・受注者は、エネルギー削減診断対象事業者及び市補助金の交付対象事業者の選定基準（案）を作成すること。
- ・各基準の決定は、市が行う。

(2) 中小企業向けセミナーの実施等（令和8年度、10年度予定）

① セミナーの企画立案

【令和8年度】

- ・脱炭素経営について市内の中小事業者が置かれている現状や、今後直面すると想定される課題等を認識するとともに、取り組むことによるメリット、取り組まなかった場合のデメリット等を踏まえて、脱炭素経営の必要性や具体的な取組方法を理解できるような内容であること。
- ・本事業の周知を図る内容であること。

【令和 10 年度】

- ・本事業の実施結果を公表・横展開を目的とした内容であること。

② セミナーの周知等

- ・受注者は、周知用のフライヤーを 1,100 枚以上印刷すること。
- ・受注者は、セミナーを広く周知・広報するため、市と協力すること。
- ・受注者は、自らが有する知見、経験及びネットワークを最大限に活用し、広報活動及び営業活動を実施すること。
- ・受注者は、セミナーについて周知・広報するにあたり、市内の事業者には直接セミナーの案内等の営業活動を行ってもよい。なお、事前に市に対し、営業先とその事業者を営業先とした理由を説明すること。
- ・受注者は、セミナーを原則事前申込制として、申込みを受け付けること。

③ セミナーの実施等

ア セミナーの実施

- ・実施概要は、以下のとおりとする。なお、内容に年度を明記していないものについては、いずれの年度においても共通の事項とする。

項目	内容
時期	【令和 8 年度】 10 月上旬から 11 月下旬までの期間 【令和 10 年度】 2 月
回数	【令和 8 年度】 2 回 【令和 10 年度】 1 回
場所	守口市役所（原則）（※）
会場費	無償（※）
時間	各回 2 時間程度
開催方式	実地及び WEB の併用（通信環境を整えること。）
申込方法	オンライン、電話（原則事前申込制）
参加定員	40 名程度
参加費	無料
特記事項 1	実施時期の詳細は、市と協議の上、決定すること。
特記事項 2	会場の設営、受付、進行、写真撮影等を含む。
特記事項 3	写真撮影の際は、セミナーの参加者の顔が映らないよ

	う配慮すること。
特記事項 4	開催後も専用サイトや HP 等でセミナーを閲覧できるよう、アーカイブ動画を作成すること。
特記事項 5	セミナー終了後 30 分程度、会場内にブースを設け、事業者の相談等に対応すること。さらに、令和 8 年度においては、エネルギー削減診断を希望する事業者の申込みに対応すること。
特記事項 6	セミナー参加のオンライン申込みフォームを作成すること。

(※) 守口市役所で行う場合に限り、会場費用は無償とし、また必要となるプロジェクタやスクリーン、スピーカー等の市の備品を使用することができる。ただし、市の備品には限りがあるため、使用の際は、市と協議すること。

イ アンケートの実施

- ・アンケートは、市内事業者の関心を計ることを目的として実施する。
- ・アンケートは受注者が作成し、市と協議の上、内容を決定するものとする。
- ・セミナー開催時に、アンケートを実施し回収すること。
- ・実地参加した事業者には紙で配付し回収すること。
- ・WEB 参加した事業者及びアーカイブを閲覧した事業者には、WEB 回答を実施すること。
- ・WEB での回答にあたり、オンライン上で回答することができるシステム（回答フォーム）を作成すること。
- ・WEB 参加した事業者及びアーカイブを閲覧した事業者が、セミナー後及び動画閲覧後にアンケートを回答できるよう、閲覧終了時にアンケート画面へ自動遷移し、回答することができるシステムとすること。
- ・アンケート回収後、集計及び分析を行い、とりまとめたものを市に提出すること。

ウ セミナーの報告

- ・セミナー実施後、実施報告書を市に速やかに提出すること。また、

配付資料や出席者名簿、写真等も併せて提出すること。

(3) エネルギー削減診断（令和8年度予定）

① 流れ

以下の流れに従い、対象事業者のエネルギー削減診断を実施すること。

- ・対象事業者から申込受付、対象事業者の選定（案）の作成
- ・対象事業者への事前調査書の送付
- ・対象事業者から事前調査書の回答受領
- ・対象事業者のエネルギー削減診断の実施
- ・対象事業者へのエネルギー削減診断の結果報告

② 対象事業者等

ア 対象事業者

- ・守口市内にエネルギー削減診断を行う事業所を有する法人又は個人であること。
- ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小事業者であること。
- ・本事業のセミナーを事前に受講していること。

イ 診断事業者数

- ・10者を上限とする。

ウ 対象事業者の選定（案）の作成等

- ・申込事業者が10者を超える場合、事業者に対しヒアリングを実施した上で対象事業者の選定（案）を作成し、市に報告すること。
なお、対象事業者の選定については、大阪府脱炭素経営宣言の要件により当てはまる可能性の高い事業者であるか、本事業の趣旨に沿うものであるか等を総合的に判断すること。
- ・対象事業者の決定は、市が行う。

エ その他

- ・受注者は、エネルギー削減診断の事前調査書を市と協議の上作成すること。また、事前調査書をオンラインで提出することができるフォームを作成すること。
- ・エネルギー削減診断のオンライン申込み用のフォームを作成すること。

③ 周知・対象事業者の確保

- ・本事業のセミナー受講者に対して、エネルギー削減診断の受診をするよう促すこと。

④ 受付

- ・エネルギー削減診断の申込みの受付を行うこと。
- ・エネルギー削減診断の申込みは、オンライン、セミナー会場、郵送、電話及び本市窓口で受け付けする。なお、本市で郵送又は窓口で受理若しくは受電した場合の受付は市が行う。
- ・受注者は、申込者の情報を一覧にまとめ、申込期間後、それを速やかに市に共有すること。
- ・申込み内容は、市と協議の上決定すること。

⑤ 診断内容等

ア 温室効果ガス等の排出量の可視化

- ・専門家（※）を派遣し、対象事業者へのヒアリングや現地調査、オンラインシステム等の方法により、事業活動に伴う月ごとの電気・ガス等のエネルギーの使用状況及びエネルギー種別に応じた温室効果ガス排出量等を数値化し、対象事業者が現状について把握しやすい方法で整理すること。
- ・可視化の初回ヒアリングにおいては、対象事業者の事業内容、エネルギー使用状況及び脱炭素化への課題や意向を詳細に把握すること。
- ・ガス使用量及び流体（流量・温度）の測定にあたっては、既設計器（メーター・流量計・温度計等）の指示値による調査も可とする。
- ・初回のエネルギー削減診断は、現地調査で行うこと。2回目以降については、オンラインシステム等で実施が可能な内容については、オンラインで実施してもよい。
- ・ハード面については、少なくとも1回は現地調査を行うこと。
- ・従業員の意識、取引先へのPR、行動変容等のソフト面のヒアリングを実施し、その結果を踏まえたエネルギー削減診断をすること。
- ・今後、個別支援及び効果測定を行うこと等を念頭に対象事業者にヒアリング等を行うこと。

※専門家とは、以下のいずれかの要件を満たすものとする。なお、これ以降に当仕様書での同記載は同様とする。

省エネルギー等に関する専門家要件
A) 本事業で指定する資格を有するもの ・技術士 ・エネルギー管理士 ・建築士 ・建築設備士 ・エネルギー診断プロフェッショナル ・EMS 審査員
B) 省エネルギー等関連の実務について、10 年以上の経験を有することを職務経歴書等で示すことができる者

イ 温室効果ガス等の排出状況の傾向分析、課題抽出及び削減対策の整理

- ・数値化し整理した前項アで可視化した内容等に基づき、対象事業者の課題を明確化するとともに、業務の運営改善や設備投資等、ソフト・ハード面の両面において、効果的な削減対策を対象事業者ごとに整理すること。

ウ 温室効果ガス等排出量の削減に向けた提案

- ・対象事業者ごとにエネルギー削減診断結果報告書を作成し、対象事業者に説明すること。また、当該報告書は、対象事業者にわかりやすい内容にまとめ、取組前後の効果を記載すること。なお、当該報告書は、市の承諾を得た上で、説明に使用すること。
- ・前項イの内容の実施を対象事業者に提案すること。なお、提案にあたっては、削減対策の有効性や実施効果等を丁寧に説明すること。
- ・原則ハード面とソフト面の両面の提案を行うこと。
- ・ハード面の提案は、投資回収までの期間を示すこと。
- ・特定の事業者の製品や機器、特定の事業者の工事等を推奨することなく、客観的かつ公平な観点から、事業者が今後脱炭素経営に関し効果的な取組ができるよう提案を行うこと。
- ・大阪府脱炭素経営宣言をすることができる水準の提案をすること。

- ・提案した内容について事業者から質疑や相談等があった場合、適切に対応すること。
- ・提案を行った際の対象事業者との打合せ記録報告書を作成し市に提出すること。

(4) 個別支援・市補助金の交付対象事業者の選定（案）の作成（令和9年度予定）

① 流れ

以下の流れに従い、対象事業者の個別支援等を実施すること。

- ・対象事業者へのヒアリングや助言
- ・対象事業者への脱炭素経営計画や脱炭素ロードマップ等の各種作成支援
- ・対象事業者への大阪府脱炭素経営宣言登録や市補助金等の申請支援（前の項目と並行）
- ・市補助金を交付する対象事業者の選定（案）の作成
- ・市補助金の交付決定を受けた対象事業者への実績報告等の支援

② 対象事業者

- ・エネルギー削減診断を受診した事業者

③ 基本事項

- ・個別支援は、現地訪問又はオンライン、電話によるものとし、対象事業者の状況に応じた支援内容を具体的に検討した上で、随時実施することとする。
- ・個別支援は、対象事業者へのヒアリングや対話等を密におこなうこと。
- ・個別支援は、令和9年度に完了すること。

④ 支援内容等

ア 支援内容

- ・対象事業者に応じた、事業活動における温室効果ガス排出量等の削減等をめざす経営戦略等を記載した脱炭素経営計画や、脱炭素計画の実現のための段階的な目標や達成手段等を記載した脱炭素ロードマップの作成を支援すること。
- ・対象事業者に応じた大阪府脱炭素経営宣言登録の申請を支援する

こと。なお、個別支援の開始前であっても、同申請を行うことが可能である事業者については、同様に申請を支援すること。

- ・市補助金の申請を希望する対象事業者に対して申請を支援し、また、交付決定を受けた対象事業者に対しては、実績報告等を含めて支援すること。

イ 市補助金の交付対象事業者の選定（案）の作成

- ・市補助金の交付申請があった対象事業者のエネルギー削減診断結果等の根拠資料に基づき、評価・順位付けを行い、市補助金を交付する対象事業者の選定（案）を作成し、市にこれを報告する。
- ・採択事業者の決定は、市が行う。

（５） 効果測定（令和 10 年度予定）

① 流れ

以下の流れに従い、対象事業者の効果測定を実施すること。

- ・対象事業者へのヒアリング
- ・対象事業者の実施した取組等の効果測定
- ・対象事業者への効果測定の結果報告

② 対象事業者

- ・エネルギー削減診断を受診した事業者

③ 基本事項

- ・対象事業者に対して、エネルギー削減診断後に脱炭素化設備等を導入した事業者についてはソフト面及びハード面を、導入していない事業者については主にソフト面を効果測定すること。なお、脱炭素化設備等を導入した事業者とは、市補助金の交付を受けた事業者であるかは問わないものとする。
- ・現地調査を少なくとも 1 回は行うものとする。2 回目以降については、オンラインシステム等で実施が可能な内容については、オンラインで実施してもよい。
- ・効果測定は、令和 10 年度に完了すること。

④ 効果測定内容等

ア 効果測定内容

- ・専門家を派遣し、対象事業者へのヒアリングや現地調査、オンラインシステム等の方法により、事業活動に伴う月ごとの電気・ガス等のエネルギーの使用状況及びエネルギー種別に応じた温室効果ガス排出量等を数値化すること。

イ 測定項目及び内容

- ・以下のとおりとする。ただし、本業務の目的を達成するため、受注者が下記以外の項目について効果測定する必要があると認める場合は、市にその旨を提案し、市と協議の上、その内容を効果測定することができる。

項目	内容
成果指標	エネルギー削減率、CO ₂ 削減量、投資回収年数、付加価値額 等
計測手法・基準	診断前後のエネルギー使用量・CO ₂ 測定（請求書等を参考とする）、従業員への聞き取り、コスト・CO ₂ 削減量等を算出することができるシステム 等（※）
アンケート実施	本事業に対する満足度や従業員の意識の変化等を内容とした対象事業者へのアンケート
成果物・報告項目	報告様式（電子）、訪問記録、実施事例、進捗報告、アンケート結果 等

※ 従業員の行動変容等を通して削減することができたコストや CO₂量を算出することができるシステムとする。人工知能を活用してもよい。

- ・アンケートは、受注者が作成し、市と協議の上内容を決定する。
- ・アンケート回収後、集計及び分析を行い、とりまとめたものを市に提出すること。

6 成果物

- ・受注者は、本業務の成果として、次の成果物を市に納品すること。なお、各種様式は、市と協議の上決定するものとする。

成果物	内容	提出時期	提出
-----	----	------	----

			方法
打合せ記録簿	市との打合せにおける会議録	随時	電子 媒体
セミナー実施報告書	セミナーの実施報告書（その他配付資料、出席者名簿、アンケート結果とりまとめ、写真等）	セミナー実施後 （令和 8 年度 2 回） （令和 10 年度 1 回）	
エネルギー削減診断 実施報告書	対象事業者へのエネルギー削減診断実施結果（その他対象事業者との打合せ記録等）	随時 （令和 8 年度末まで）	
個別支援実施報告書	対象事業者への個別支援実施結果（その他脱炭素経営計画や脱炭素ロードマップ、対象事業者との打合せ記録等）	随時 （令和 9 年度末まで）	
効果測定実施報告書	対象事業者への効果測定実施結果（その他対象事業者との打合せ記録等）	随時 （令和 10 年度末まで）	
年間業務実施報告書	当該年度の業務委託内容や結果等を取りまとめて記載したもの。	毎年度末	

7 委託料の支払い

- ・本市がその内容を点検し、適当と認めたときに請求額を支払う単価契約及び総価契約とする。ただし、支払方法については、以下のとおり行うものとする。

年度	対象	支払方法	支払時期
令和 8 年度 令和 9 年度 令和 10 年度	業務委託運営費 （令和 8 年度及び 10 年度開催のセミナー、各対象事業者選定基準（案）や市補助金の交付対象事業者選定（案）の作成等も含む。）	総価	各年度末
令和 8 年度	エネルギー削減診断	単価	年度末
令和 9 年度	個別支援	単価	年度末
令和 10 年度	効果測定	単価	年度末

8 業務上の留意事項

- ・受注者は、本業務を適切に遂行するため、業務責任者を 1 名配置するものと

する。業務責任者は、業務全体の進行管理、従事者の指揮監督及び市との連絡調整を行うものとする。

- ・広報活動で制作するフライヤーやホームページ、SNS 等で利用する人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受注者において処理するものとする。
- ・本業務は、市のカーボンニュートラル推進事業の一部であり、令和 9 年度及び令和 10 年度において、本業務のみならず、同事業に関する業務の実施にあたって効果的と考えられる取組の進め方を市に提案するものとする。
- ・本業務の実施にあたって、労働基準法その他関係法令を遵守すること。
- ・受注者は、本業務の全部又は一部を再委託又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部について、事前に書面にて市に報告し承諾を得たときは、この限りでない。
- ・市が本業務の実施状況等を照会し、調査又は報告を求めた場合、受注者は速やかに対応すること。
- ・受注者は、本契約を履行する上で知り得た情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。委託期間終了後も同様とする。
- ・本業務の成果品に関する一切の権利は、市に帰属するものとする。
- ・情報提供を適切にすることができるよう、最新かつ有益な情報の収集等に努めること。
- ・受注者は、本業務の遂行にあたり、第三者の名誉や信用を毀損する行為（そのおそれがある行為を含む。）やその他不適切な行為が行われないよう十分に注意を払うものとし、かかる事態が生じた場合は一切の責任と費用負担を行うものとする。
- ・第三者との間に紛争が生じたときや被害を及ぼした場合、直ちに市に報告するとともに、受注者の責任と費用負担により対処するものとする。
- ・本業務の実施にあたって、市が提供するデータは、業務完了後に受注者において確実な方法により返却又は廃棄処分すること。
- ・受注者は、契約期間中の業務経過内容全般を把握している担当者を置き、業務の実施状況を定期的に報告し、市と連絡調整を十分に行うこと。
- ・受注者は、業務の運営上取り扱う個人情報等を、契約書に定める事項及び関係法令その他社会規範に基づき適切に管理しなければならない。
- ・作成する資料において、法令、外部資料及びデータの出典等は、明確にしておくこと。
- ・本業務の実施にあたっては、市の事業であることを意識し、支援先事業者の立場を考慮し、市に対する信用が損なわれないようにすること。

- ・本業務の実施にあたり、対象事業者等から手数料等の利益を得ないこと。
- ・本業務の実施にあたり、市や国・大阪府等の他の公的機関が実施する補助制度について理解し、必要に応じて協力等を行うこと。
- ・受注者は本業務を実施するにあたり、生成A Iを利用する場合には、本業務に関して知り得た秘密及び個人情報を生成A Iに入力してはならず、生成A Iの出力結果を確認して修正することなく、成果物として提出してはならない。なお、再委託する場合は、再委託先にも同様の義務を負わせるものとする。
- ・この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、市と受注者が協議の上決定する。